

# 境界紛争解決への提言

～真の問題解決のためにADR制度のできること～

私たち土地家屋調査士が土地の境界を明示するとき、一本境界線を挟む紛争に対峙することが少なくありません。

境界紛争が生じる理由は千差万別であり、紛争の意味や本質は、必ずしも境界の位置の問題ではなく、人と人との思考や感情の問題であることに気づかされます。

土地家屋調査士は、土地の境界に関する専門資格者であり、測量とは単に土地境界の位置の特定にとどまらず、そこに暮らす人の紛争のない平和な社会の礎であることを使命とするものです。今回のシンポジウムでは、境界紛争の解決にスポットを当て、どうしたら紛争を解決できるのか、その手法と仕組みについて考えたいと思います。

司法制度改革の一環として施行された「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」いわゆるADR促進法が成立して7年が経過した今日、裁判にはよらないで、当事者による話し合い(調停等)で紛争を解決することの意味と意義を見つめ、未来に向けてあるべき姿について提言いたします。

とき

**平成25年3.19[火]**  
13:00~16:30

ところ

**ホテルライフォート札幌**  
札幌市中央区南10条西1丁目  
TEL:011-521-5211

講 演

第1部

**「今、なぜ同席調停か：発展の歴史と将来の展望」**  
九州大学大学院法学研究院教授 レビン小林久子

第2部

**「境界紛争と土地家屋調査士の役割」**  
九州大学大学院法学研究院教授 七戸 克彦

入場  
無料



主催 日本地土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会(札幌土地家屋調査士会、函館土地家屋調査士会、旭川土地家屋調査士会、釧路土地家屋調査士会)

協賛 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(北公連)

後援 札幌法務局、北海道、札幌市、日本土地家屋調査士会連合会、社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

お問合せ先